

③その他 地域防災計画改定の主な観点

過去の災害の教訓の反映	避難所運営の改善	避難所運営の取組強化のため、地域防災会を計画本文に位置づけ 避難所における感染症対策及び環境改善のため、避難所の収容人数の考え方を変更（3.3㎡に2人→1人） 部を超えた人員体制により、対応人員を確保
	要配慮者対策の強化	避難所における思いやりスペースの充実 個別避難計画の作成を位置づけ、避難者の個別の必要性に応じた避難支援を目指す 公設の福祉避難所を位置づけ、受入体制を強化する 看護職員の位置づけと巡回相談体制の導入
	多様な視点	女性防災リーダーが参画した活動体制の構築 妊産婦及び乳幼児への配慮 性的マイノリティの方にも配慮した避難所運営
	災害対策本部機能の強化	本部事務局を設置し、対策部を超えた迅速な対応を目指す
法改正への対応		水防法、土砂災害防止法の改正に合わせた避難確保計画の位置づけ 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更（避難勧告・避難指示の一本化 等）
	実効性のある計画	風水害の増加に伴う地域防災計画の刷新 記述の集約、簡素化によって内容を明確化 各対策部マニュアルの充実による迅速な対応を目指す

《受付》 ステップ2



お願い 1

自分の地区を洪水ハザードマップ、土砂災害マップで調べてみてください！



該当が無ければ、**原則自宅待機**
ただし、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の境界付近や不安があれば避難を検討

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

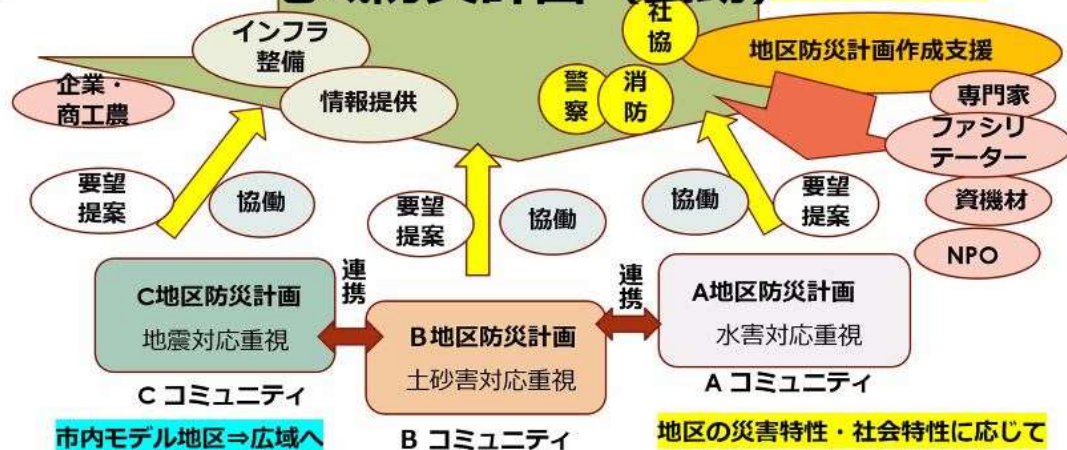
近年の防災計画の動向

地域防災計画更新と
地区防災計画へ反映・連携

- H25水防法改正
 - ・ 地域の持てる力を結集
- H27,29水防法改正
 - ・ 内水につき想定される最大規模の降雨に対して、想定浸水深を示す
 - ・ 避難計画策定、避難訓練の義務化要配慮者施設（学校、福祉施設、医療機関等）
- 災害対策基本法改正（R3）
 - ・ 避難勧告・避難指示の一本化等
 - ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成、努力義務
- 毎年の防災基本計画修正（次スライド）
 - ・ R1.5：H30.7月豪雨、H30災害への対応を踏まえた避難対策等に関する修正
 - ・ R2.5：主に令和元年東日本台風、房総半島台風に係わる検証を踏まえて
 - ・ R3.5：災害対策基本法の改正を踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策等
- 東京都『事前復興計画』

共助社会創生：安全・安心なまちづくり

地域防災計画（公助）



地区防災計画（自助、共助）

